

申請者が講じるべき個人情報の保護について

1 助成金等の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)に提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に準じて、以下の取扱いをしてください。

(1)助成金等の申請のために、新たに、障害者であること、障害者手帳等の所持、障害の状況等を把握・確認し、その個人情報を機構に提供する場合には、本人に照会するにあたり、助成金等の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。

(2)助成金等の申請以外の目的(障害者雇用状況報告、ほかの助成金の申請など)で取得した個人情報を、助成金等の認定申請のために機構に提供するにあたっては、助成金等の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。

(3)(1)または(2)の同意を得るに当たり明示すべき事項は以下のとおりです。

イ 助成金等の認定申請のために機構に提供するという利用目的。

ロ 上記イのために必要な個人情報の内容。

ハ 助成金の支給請求が複数回にわたる場合は、原則としてすべての支給請求において利用すること。

ニ 助成金等の支給に当たり、機構から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること。

ホ 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること。

ヘ 障害者手帳等を返却した場合または障害等級の変更があった場合は、その旨を人事担当者まで申し出てほしいこと。

ト 障害者本人に対する公的支援策や企業による支援策。

※上記トについては、併せて伝えることが望ましいです。

2 1の(1)と(2)の同意を得る際は、照会への回答または障害者手帳の取得・提出および同意等を強要しないようにしてください。

3 1の(1)と(2)の同意を得るときは、他の目的で個人情報を取得する際に、併せて同意を得るようなことはしないようにしてください。

あくまで、助成金等の申請時に別途の手順を踏んで、同意を得るようにしてください。